

あおもり感染症クライシスマネジメント人財育成事業実施要綱

策定 平成24年4月11日

(目的)

第1条 この要綱は、県が新型インフルエンザ対策をはじめとした感染症対策を強力に推し進め、その底上げを広く図ることで感染症発生時には県民の健康被害の低減につなげていくことを目的として、感染症に係る専門的知識を有する医療従事者・行政職員等の確保、県の感染症対策の検証・評価等を通じた見直し、行政・医療機関等のネットワーク構築を目指す「あおもり感染症クライシスマネジメント人財育成事業」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の「感染症」等については、次のとおりに定義する。

① 感染症

細菌、ウイルス等の病原体が生体（人や動物の体）に入って引き起こされる疾病

② クライシス

個人、集団、地域社会に影響を及ぼす不安定で危険な状況

③ クライシスマネジメント

クライシスの発生による様々な被害を最小限に止めるために行う対策と手順

④ リスク

選択したある行動や活動（この行動や活動をしないことを含む）が損害を招く可能性

⑤ リスクマネジメント

リスクを発生させないようにするために行う対策と手順

(事業内容)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するため、県は、予算の範囲内で、次の事業を実施する。

(1) 感染症リスクマネジメント作戦講座

① 感染症専門家が、感染症対策業務に従事する又は従事しようとしている若しくは感染症対策に強い関心を有する医療従事者及び行政職員を対象として、感染症の基礎・感染症患者発生時の基本的ステップなどについての知識・技術を学ぶ講座を実施することで、高い専門性を有する実務者及び現場の感染症対策を牽引する指導者を養成する。

② 本講座の実施に伴い、県・市町村及び行政委員会の職員等を対象として、感染症クライシスマネジメントに関する研修会を実施することができる。

(2) 感染症対策検証・評価等プログラム

- ① 感染症専門家が、県の感染症対策及びその施策等を検証し、対策の評価及び課題抽出等を行い、それに基づきその対策及び施策等の見直し・改善を行う。
 - ② この検証・評価等は、県本庁の対策・施策及び各保健所等の対策について実施するものとする。
- (3) 感染症対策ネットワークセミナー
- ① 感染症専門家による感染症の診断・治療等に関する最新知見のセミナー、院内感染対策を含む感染症対策に関するワークショップ等を通じて、医療機関や行政機関等が感染症に関する情報や取組に関する見識を共有することにより、これらの機関相互の地域におけるネットワークを構築していく上で必要となる土壌づくりを行う。
 - ② 本セミナーの実施に伴い、開催地域の市町村・行政委員会の職員等を対象として、感染症クライシスマネジメントに関する研修会・相談会を実施することができる。

(実施要項)

第4条 前条に掲げる事業については、当該事業ごとに別に定める実施要項に基づき実施する。

(施行事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、あおもり感染症クライシスマネジメント人材育成事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則（平成24年4月11日付け青保第93号）

この要綱は、平成24年4月11日から施行する。